

浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652
浜松市中区元城町 103 - 2
浜松市役所
(財務部 調達課)
電話 053 - 457 - 2173

浜松市調達公示第 14 号

浜松市上下水道部調達公示第 2 号

令和 2 年度において浜松市及び浜松市上下水道部が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の令和 2 年度における必要な資格及びその申請方法等について、浜松市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 19 年浜松市規則第 37 号）第 3 条及び浜松市上下水道部物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 19 年浜松市上下水道部規程第 14 号）第 3 条の規定により次のとおり公示する。

令和 2 年 4 月 1 日

浜松市長 鈴木康友
水道事業及び下水道事業管理者 寺田賢次

1 調達をする物品等又は役務の種類

調達をする物品等又は役務の種類について、別表 1 により建設工事、建設工事関連業務委託、業務委託・賃貸借及び物品の購入とする。

2 競争入札参加者に必要な資格の条件

- 地方自治法施行令第 167 条の 4(同第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第 5 条並びに物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第 3 条に定める入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 浜松市工事請負契約等及び浜松市物品の購入等並びに浜松市上下水道部工事請負契約等及び浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱により入札参加停止期間中でないこと。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 建設工事の入札に参加する者は、前 4 号のほか、次に掲げる要件を満たしていること。
 - 登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けていること。
 - 直前の事業年度まで引き続き 1 年以上建設業を営んでいること。

- ウ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- エ 事業協同組合については、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立された組合であり、官公需適格組合証明を受けていること。
- (6) 物品購入、業務委託・賃貸借及び建設工事関連業務委託の入札に参加する者は、(1)～(4)までのほか、直前の事業年度まで引き続き 1 年以上業務を営んでおり、営業に関して法律上登録、許可を受けていることが必要とされる業務については、当該登録、許可を受けていること。
- ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

3 入札参加資格審査申請及び変更の手続

(1) 受付期間

特定調達契約に係る入札公告に基づき受け付ける。

(2) 受付場所

〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市役所財務部調達課

(3) 提出書類

別表 2 に掲げる書類

申請内容について変更が生じたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えて市長に届出なければならない。

(4) 資格審査申請書の入手方法

申請書類は浜松市ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

ア 浜松市ホームページアドレス <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

イ 配布の場所

〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市役所財務部調達課 電話 053-457-2173

4 申請において使用する言語等

(1) 申請書及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。

なお、提出書類のうち外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 申請書及び提出書類に用いる金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）16 号に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

登録開始の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、3 の入札参加資格審査申請後、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、本資格の有効期間中に、平成 31・32 年度の浜松市競争入札に参加する者に必要な資格等についての告示に基づき、申請すること。

1 建設工事

<別表1>

1	土木一式	下水道	18	防水	アスファルト防水
		プレストレストコンクリート			モルタル防水
2	建築一式				シーリング工事
3	大工				シート防水
4	左官				FRP 防水
5	とび・土工・ コンクリート	ネットフェンス	19	内装仕上	塗膜防水
		防球ネット			水管橋防蝕
		建築基礎			畳
		道路付属物			床仕上
6	石				間仕切り
7	屋根		20	機械器具設置	プラント設備
8	電気	構内電気設備	20	機械器具設置	運搬機器
		照明設備			集塵機器
		信号設備			給排気機器
		発電設備			揚排気機器
		蓄電池			舞台装置
9	管	給排水衛生	20	機械器具設置	除塵機
		空気調和			エレベータ
		ガス配管			
10	タイル・れんが・ ブロック		22	電気通信	電話設備
					放送機械設備
11	鋼構造物	鉄骨工事	22	電気通信	データ通信設備
		鋼橋上部			情報制御設備
		鉄塔	23	造園	
		屋外広告塔	24	さく井	
		水門等門扉	25	建具	金属製建具
		貯蔵用タンク			木製建具
12	鉄筋				シャッター取付
13	ほ装				自動ドア取付
14	しゅんせつ		26	水道施設	
15	板金		27	消防設備	スプリンクラー設置
16	ガラス	飛散防止フィルム貼付			火災報知設備
17	塗装	建物塗装	28	清掃設備	
		鋼構造物塗装	29	水道管	
		路面標示	30	解体	
			31	法面・落石防止	法面
					落石防止

2 建設工事関連業務委託

01	測量	測量一般
		地図の調整
		航空測量
02	建築関係コンサルタント	建築一般
		意匠
		構造
		暖冷房
		衛生
		電気
03	土木関係コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋
		港湾及び空港
		電力土木
		道路
		鉄道
		上水道及び工業用水
		下水道
		農業土木
		森林土木
		水産土木
		廃棄物
		造園
		都市計画及び地方計画
		地質
		土質及び基礎
		鋼構造及びコンクリート
		トンネル
		建設環境
		機械
		施工計画、施工設備及び積算
電気電子		
04	地質調査	地質調査
05	補償関係コンサルタント	土地調査
		土地評価
		物件
		機械工作物
		営業補償・特殊補償
		事業損失
		補償関連
		総合補償
		不動産鑑定
		登記手続き等

3 物品の購入

2001	木工・家具類	2029	消防・防災機器類
2002	印判類	2030	電気・通信音響機器類
2003	文房具	2031	写真・光学機器類
2004	紙類	2032	環境保全機器類
2005	事務機器類	2033	試験検査計測（量）機器類
2006	青写真焼付製本	2034	医療・保健衛生機器類
2007	衣料・洋品雑貨	2035	コンクリート類
2008	寝具類	2036	石・土・砂類
2009	履物・ヘルメット類	2037	原材料・建築材料類
2010	鞆類	2038	石油類
2011	布・幕類	2039	ガス類
2012	表彰具・装飾類	2040	医薬品
2013	音楽器具類	2041	工業薬品・試薬
2014	運動用具類	2043	植木
2015	教材	2044	園芸・農薬類
2016	印刷	2045	看板・表示板類
2017	図書・新聞類	2046	教養・娯楽用品類
2018	印紙・切手類	2047	日用品雑貨
2019	動物	2048	美術・工芸品
2020	飼料	2049	古文書・考古品
2021	飲食料品	2050	標本類
2022	車両・運搬機器類	2051	古楽器類
2023	船・ボート類	2055	上下水道機器材
2024	輸送・運搬機器整備修繕	2066	畳
2025	時計・眼鏡・貴金属類	2069	工作物類
2026	厨房機器類	2091	不用品回収
2027	機械器具類	2092	廃車車両買取
2028	清掃機器類	2099	その他

4 業務委託

3001	広告・宣伝・イベント業務委託	3021	貯水槽（受水槽・高架水槽等）清掃業務委託
3002	廃棄物関係業務委託（収集・運搬）	3022	施設・建物清掃業務委託
3003	廃棄物関係業務委託（処理業務）	3023	その他清掃業務委託
3004	運送業務委託	3024	測量・設計・登記・補償等（工事関連以外）
3005	運転業務委託	3025	耐震補強計画・耐震診断業務委託
3006	警備業務委託（人的警備）	3026	システム開発・データ入力等業務委託
3007	警備業務委託（機械警備）	3027	市場・世論調査業務委託
3008	緑地・樹木・雑草等管理業務委託	3028	計画策定・統計業務委託
3009	道路維持管理業務委託	3029	保健医療サービス業務委託
3010	ビル（建物）管理業務委託	3030	福祉サービス業務委託
3011	駐車場管理（整理）業務委託	3031	給食等調理業務委託
3012	施設運転操作管理業務委託	3032	研修等業務委託
3013	害虫駆除等業務委託	3033	労働者派遣業務委託
3014	その他施設管理・運転業務委託	3034	検査・分析業務委託
3015	消防用設備保守点検業務委託	3035	事務機器類保守点検業務委託
3016	電気設備保守点検業務委託	3036	保険等業務委託
3017	エレベーター保守点検業務委託	3038	埋蔵文化財発掘調査業務委託
3018	空調設備保守点検業務委託	3039	建築物定期点検業務委託（敷地、構造）
3019	その他機械設備保守点検業務委託	3040	クリーニング業務
3020	浄化槽清掃業務委託	3099	その他の業務委託

4 賃貸借

4001	事務機器類賃貸借	4004	建物・プレハブ賃貸借
4002	電子計算機関連賃貸借	4005	観葉植物など賃貸借
4003	車両等賃貸借	4006	その他賃貸借

入札参加資格審査申請添付書類

<別表2>

No.	書類一覧	申請区分			
		建設工事	建設工事関連業務委託	物品購入	賃貸借・業務委託
1	入札参加資格審査申請書 ※兼使用印鑑届	◎	◎	◎	◎
2	委任状	○	○	○	○
3	市税完納証明書（市税全税目）	○	○	○	○
4	消費税及び地方消費税に係る納税証明書「その3」 ※「その3の2」、「その3の3」でも可	◎	◎	◎	◎
5	市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し	○	○	○	○
6	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	○	○	○
7	代表者の身分（身元）証明書	—	○	○	○
8	登記されていないことの証明書	—	○	○	○
9	工事経歴書	◎	—	—	—
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	◎	—	—	—
11	技術者一覧（建設工事）	◎	—	—	—
12	営業所一覧	○	—	—	—
13	水道管布設工事調書	○	—	—	—
14	土木、建築、電気、管、水道管の申請を行う市内業者で格付結果通知を希望の方は、返信用封筒（定形長3封筒、82円切手を貼付したもの）	○	—	—	—
15	I S O・エコアクション21登録証の写し	○	—	—	—
16	障害者雇用状況報告書の写し	○	—	—	—
17	災害協定の写し	○	—	—	—
18	登録証明書	—	○	—	—
19	測量等実績調書	—	○	—	—
20	技術者一覧（建設工事関連業務委託）	—	○	—	—
21	貸借対照表・損益計算書	—	○	○	○
22	現況報告書の写し	—	○	—	—
23	所得税確定決算書（青色申告者）	—	○	○	○
	所得税確定申告書又は市県民税申告書（白色申告者）	—	○	○	○
24	営業（業務）に必要な許可及び登録証明書等の写し	—	—	○	○
25	人的関係に関する申告書	○	○	○	○
26	暴力団排除に関する誓約書	◎	◎	◎	◎
27	役員等名簿	○	○	○	○
28	法人番号を確認できる書類の写し	○	○	○	○
29	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入を証明する書類	○	—	—	—
30	社会保険等に関する報告書	○	—	—	—

31	不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し	○			
----	----------------------	---	--	--	--

※ ◎印は必須、○印は該当がある者、－は非該当